

下記の定例監査の結果に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので公表します。

平成26年12月15日

新庄市監査委員 高山孝治

新庄市監査委員 山口吉静

記

1. 監査対象 商工観光課の平成26年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
2. 監査期間 平成26年9月16日～平成26年9月29日

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
1. 切手受払簿について、昨年度中の受払結果と今年度当初の繰越枚数の確認がなされていない。現時点での切手受払簿を整備し、正確な金券管理に務めること。	1. 切手受払簿について、昨年度中の受払結果と26年度当初の繰越枚数を確認し、切手受払簿を整備した。